

# 無料低額宿泊所（社会福祉住居施設） に関するガイドライン

## 趣旨

生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設(届出の有無を問わない。以下「無料低額宿泊所」という。)の開設時の事前調整、設備及び運営に関して、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）及び川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定を踏まえ、指針を示すことにより、その適正な設置及び事業運営を確保することを目的とする。

# ガイドライン

---

## 1 事前協議等

無料低額宿泊所(以下「施設」という。)を開設しようとする者は、建築確認申請、用途変更等の手続きや賃貸借契約、売買契約等の締結前に、以下の事前協議等を行うこと。

### (1) 事前協議

ア 施設を開設しようとするときは、川口市福祉部生活福祉1・2課(以下「生活福祉課」という。)に対し、まず事前協議申入書(様式第1号)を提出すること。事前協議の実施にあたっては、施設の所在地、定員、事業開始予定日、施設開設の趣旨、設備、運営及び規模等について、説明を行うとともに、利用方法等について協議を行うこと。

イ 施設利用者の多くが、路上生活等により安定した住居を持たない状況のため、開設予定地の選定にあたっては、市域のホームレス数の推移、既存施設の定員及び開設予定地周辺の特性や環境等に十分配慮すること。

ウ 施設の設置については、小学校、中学校、高等学校、幼稚園、保育園及びこれ等に類する施設の敷地から、概ね100m以内の場所を避けるよう努めること。ただし、これにより難しい場合は、それらの施設の設置者とあらかじめ十分協議すること。

### (2) 近隣住民等への事前説明及び協議

ア 生活福祉課への協議実施後、速やかに、施設の開設趣旨、設備及び運営等について、近隣住民等に対する説明会を行い、理解を得ること。

イ 説明会の結果について、近隣住民等に対する説明会の開催に関する報告書(様式第2号)により市に報告すること。また、近隣住民等から施設の開設について理解を求めたことが分かる書類を併せて提出すること。

ウ 近隣住民等からの意見、要望等に対しては、責任者を定め誠実に対応すること。

## 2 関係法令の遵守

(1) 開設希望者は、開設前に、施設開設場所を所管する労働基準監督署、消防署、保健所、市役所等において関係する基準や手続き等について必要な指導を受け、労働基準法、消防法、食品衛生法、都市計画法、建築基準法その他関係法令を遵守すること。

(2) 定員又は面積の規模等により各種法令の規定が適用されない施設であっても、法の趣旨に基づいた運営に努めること。

(3) 事業者は、施設に係る事業の実施にあたり、埼玉県暴力団排除条例(平成23年埼玉県条例第39号)及び川口市暴力団排除条例(平成24年川口市条例第52号)を遵守し、暴力団排除活動に努めること。

## 3 第2種社会福祉事業(無料低額宿泊所)開始届等

(1) 事業者は、法第68条の2第1項、第2項の規定に基づき、事業開始の前に、川口市社会福祉法施行細則(平成30年川口市規則第38号。以下「細則」という。)第1

# ガイドライン

4条に規定する社会福祉住居施設の設置届出書等（様式第22号。以下「開始届」という。）により届け出なければならないこと。また、法第68条の3の規定に基づき、届出の事項に変更が生じたときは、細則第15条に規定する（様式第23号）により届け出なければならないこと。また事業を廃止したときは、廃止の日から1月以内に細則第16条に規定する社会福祉住居施設廃止届出書（様式第25号）により届け出なければならないこと。なお、事業を休止及び再開する際には、社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業休止・再開届出書（様式第8号）を届け出なければならないこと。

サテライト型住居施設に関する規定に関しては、川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例において令和4年4月1日施行。サテライト型住居の設置をする際には、「別添資料2 無料低額宿泊所におけるサテライト型住居の運営に係る留意事項」を確認のうえ、各種必要書類を提出すること。

それまでの間に、サテライト型住居施設に該当する施設を運営する際には、「川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の届出対象となりうるため、「川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例ガイドライン」を参照し、生活福祉課に相談すること。

※「川口市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の届出対象となるのは、他の法律や規制により設置または開始につき、届出を要するものとされている事業等を除き、「生活保護を受給している入居者2名以上」に対して「住居等サービスに加え生活サービスや金銭管理サービスを提供する」事業者である。

(2) 開始届には次の書類を添付すること。

## 1 開始届

### 1-1 事業者の履歴書等の経歴がわかる書類

（法人にあつては、履歴事項全部証明書）

### 1-2 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類

### 1-3 事業計画、予算書及び会計財産目録

### 1-4 条例、定款その他の基本約款

### 1-5 建物の平面図

### 1-6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書

（資格を証明する書類の写しを含む。）

### 1-7 運営規程

## 2 開始届とあわせて提出する書類

### 2-1 団体の概要が紹介されているもの又は設立趣旨がわかるもの

（1-4「条例、定款その他の基本約款」の提出がない場合に限る。）

# ガイドライン

---

## 2-2 組織図

## 2-3 届出事業者の役員等名簿（様式第3号）

## 2-4 職員名簿

## 2-5 経歴申告書（様式第4号）

（1-6以外の者であって資格又は経歴を申し出る必要がある者に限る。）

## 2-6 代表者誓約書（様式第5号）

## 2-7 官公署等、関係機関への届出書類等の写し

（建築、消防、労働、食品など。）

## 2-8 施設の使用権原を証する書類

（登記簿謄本、借地契約書、賃貸借契約書など。）

## 2-9 居室面積・使用料（家賃）一覧（様式第6号）

## 2-10 配置図

（建物の配置や敷地との位置関係がわかる図面）

## 2-11 建物の外観、居室、設備等の写真

## 2-12 契約書及び重要事項説明書の見本

（居室利用、サービス利用）

## 2-13 入居者に対する処遇に関する調書（様式第7号）

## 2-14 金銭管理規程

（金銭管理を行う場合に限る。）

## 2-15 金銭管理契約書の見本

（金銭管理を行う場合に限る。）

## 2-16 案内図(最寄り駅から事業所までの地図)

## 2-17 サテライト型住居設置に関する調書（様式第9号）

## 3 その他、市長が必要と認める書類

(3)「事業者の履歴書」及び「会計財産目録」については、既に別の施設の届出に際して提出し、その後変更がない場合は省略できる。なお、施設長その他の職員が、市内の別の施設から異動する場合、当該履歴書及び名簿の他に、後任者の履歴書及び名簿を添付すること。

## 4 無料低額宿泊所の設備及び運営について

川口市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月24日川口市条例第42号。以下「市基準条例」という。）に規定された基準を遵守すること。

なお、「別添資料1」にて市基準条例の解釈詳細を掲載しているので、確認し、各基準を順守すること。

# ガイドライン

---

- ・設備基準
  - ・職員
  - ・職員の職務
  - ・利用者の安定した居住地への移行支援
  - ・運営基準
  - ・施設利用料
  - ・利用者の金銭管理
- など

## 5 その他

- (1) 利用対象者は、原則として市内に生活の本拠のある者とする。
- (2) 法第70条の規定により、必要な理由を明らかにして、関係行政機関から資料の提供、立入検査等を求められた場合は協力をすること。  
なお、法第70条に規定する調査等の対象には、無料低額宿泊所の定義に該当しているにもかかわらず届出をしていない無料低額宿泊所も含まれるものであること。調査等に当たっては、居室の状況やサービスの実施状況等について、利用者から利用状況を聴取し、必要に応じて建築部局や消防機関と連携して実施する。
- (3) 第68条の5基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営営するものに対し、当該基準に適合するために必要な改善措置を採るべき旨を命じられることがあること。
- (4) 法第72条第1項又は第2項に該当した場合は、事業の経営の制限又は停止を命じられることがある。届出が行われていない施設についても、不当に営利を図り、又は利用者の処遇につき不当な行為をしたときは、法第72条第3項の規定により、事業の経営の制限又は停止を命じられることがあること。  
なお、上記の命令に違反して事業を営営し続けた場合は、法第131条の規定により刑事罰として6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるものであること。  
また、次に掲げる場合には不当に営利を図り、又は不当な行為をし、適正な運営ができなくなったものとして、事業の経営の制限又は停止を命じられることがあること。
  - ① 居室の利用及びそれ以外のサービスの利用を強要し、又はあいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めているとき
  - ② 居室の利用以外のサービスに係る費用の契約を締結しないことにより退去を求めているとき
  - ③ その他利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 利用者で組織される自治会等が利用者から費用を徴収して活動を行う場合は、その自治会等に活動実績や収支報告を利用者に報告するよう指導に努めること。

# ガイドライン

---

## 附 則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する

この改正ガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。

この改正ガイドラインは、令和3年5月1日から施行する。

この改正ガイドラインは、令和4年1月1日から施行する。